

GB

ICS13.030.50

Z70

中華人民共和國家基準

GB16487.7—2017

GB16487.7—2005 改訂版

輸入廃棄物原料環境保護規制基準 —非鉄金属

Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials
—Nonferrous metal scraps

2017-12-29 公布

2018-03-01 實施

國家環境保護部
國家質量監督檢驗檢疫總局

目 次

前書き	II
1 適用範囲	1
2 規範引用文献	2
3 用語と定義	2
4 規制基準と要求	2-3
5 検査	4

前書き

『中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法』『中華人民共和国放射性汚染防治法』等の法令を貫徹し、非鉄金属の輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入非鉄金属の環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における非鉄金属の輸入管理に適用する。

本基準の第一回目の公布は1996年、2005年に第一回目の改訂を加え、今回は第二回目の改訂である。

今回改訂した主な内容：

- 輸入非鉄金属の管理に関する「固体廃棄物名称」の増加。
- 輸入非鉄金属の外部照射放射線測定値に関する要求を増加。
- 危険廃棄物規制に関する要求を調整。
- 混入物とその粉状廃棄物規制に関する要求を厳格化。
- 検査に関する要求を改定。

本基準の実施をもって、『輸入廃棄物原料環境保護規制基準－非鉄金属』(GB16487.7-2005)は廃止とする。

本基準は国家環境保護部土壤環境管理局、科技標準局が改訂する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準は2017年12月29日国家環境保護部によって承認された。

本基準は2018年3月1日から実施する。

本基準は国家環境保護部がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準－非鉄金属

1 適用範囲

本基準は輸入非鉄金属の環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は以下の非鉄金属輸入の管理に適用する。非鉄金属の酸化物、塩化物及び酸化物と塩化物の混合物を含まない。

HS コード	固体廃棄物名称	備考
7112911010	金のくず	
7112911090	金を張った金属のくず（その他の貴金属を含有するものを除く）	
7112921000	白金のくず及び白金を張った金属のくず（その他の貴金属を含有するものを除く、主にプラチナの回収に用いる）	
7404000090	その他の銅くず	廃五金電器、廃電線ケーブル、廃モーターは含まない。
7503000000	ニッケルのくず	
7602000090	その他のアルミニウムのくず	廃五金電器、廃電線ケーブル、廃モーターは含まない。
7902000000	亜鉛のくず	
8002000000	錫のくず	
8101970000	タングステンのくず	
8103300000	タンタルのくず	
8104200000	マグネシウムのくず	
8106001092	その他鍛造圧延していないピスマスのくず	
8108300000	チタンのくず	
8109300000	ジルコニウムのくず	
8112921010	鍛造圧延していないゲルマニウムのくず	
8112922010	鍛造圧延していないバナジウムのくず	
8112924010	ニオブのくず	
8112929011	鍛造圧延していないハフニウムのくず	
8112929091	鍛造圧延していないガリウム、レニウムのくず	
8113001010	粒状又は粉末状の炭化タングステンのくず	
8113009010	その他炭化タングステンのくず 粒状又は粉末状を除く	

2 規範引用文献

以下の文書の条項を引用し、本基準の条項とする。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

GB 5085.1 危険廃棄物鑑別基準	腐蝕性の鑑別
GB 5085.2 危険廃棄物鑑別基準	急性毒性の初回鑑別
GB 5085.3 危険廃棄物鑑別基準	浸出される有害物質の鑑別
GB 5085.4 危険廃棄物鑑別基準	可燃性の鑑別
GB 5085.5 危険廃棄物鑑別基準	化学反応性の鑑別
GB 5085.6 危険廃棄物鑑別基準	有害物質に対する含有量の鑑別
SN/T 0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程	
SN/T 1791.9 輸入廃棄物原料検査検疫規程 第9部分：非鉄金属	

『国家危険廃棄物リスト』(環境保護部、国家発展と改革委員会、公安部令第39号)

3 用語と定義

以下の用語と定義を本基準に適用するものとする。

3.1 混入物 Carried-waste

生成、収集、梱包及び運送の過程で輸入非鉄金属内に混入したその他の物質（輸入固体廃棄物の梱包物及び輸送過程で使用するその他の物質を含まない）。

4 規制基準と要求

4.1 輸入非鉄金属の放射性汚染規制は下記の要件を満たさなければならない。

- a) 非鉄金属内に放射性廃棄物が混入していないこと。
- b) 非鉄金属（梱包物を含む）の外部照射放射線測定値が到着港の正常な自然放射線測定値+0.25 μ Gy/h を超えないこと。
- c) 非鉄金属の表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の 300 cm²での最大レベルの平均値が α は 0.04Bq/cm²を、 β は 0.4Bq/cm²を超えないこと。
- d) 非鉄金属中の放射性核種の比放射能が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性核種の比放射能制限値

核種	比放射能 (Bq/g)
⁵⁹ Ni	3×10^3
⁶³ Ni	3×10^3
⁵⁴ Mn	0.3
⁶⁰ Co	0.3
⁶⁵ Zn	0.3
⁵⁵ Fe	300
⁹⁰ Sr	3
¹³⁴ Cs	0.3
¹³⁷ Cs	0.3
²³⁵ U	0.3
²³⁸ U	0.3
²³⁹ Pu	0.1
²⁴¹ Am	0.3
¹⁵² Eu	0.3
¹⁵⁴ Eu	0.3
⁹⁴ Nb	0.3
成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

- 4.2 輸入非鉄金属内に廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬が混入していないこと。
- 4.3 輸入非鉄金属への以下の混入物の混入は厳格に制限し、その総重量は輸入非鉄金属の重量全体の 0.01%を超えてはならない。
- a) 密閉容器
 - b) 『国家危険廃棄物リスト』内の廃棄物
 - c) GB5085.1～GB5085.6 の鑑別基準に基づいて鑑別し、腐蝕性、毒性、可燃性、化学反応性等 1 種類或いは 1 種類以上の危険性を持つその他の危険廃棄物。
- 4.4 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、非鉄金属ではその他の混入物（廃木材、古紙、廃プラスチック、廃棄ゴム、廃ガラス、直径 2mm を超えない粉状廃棄物）の混入を制限し、その総重量は輸入非鉄金属の重量全体の 1.0%を超えてはならない。その直径 2mm を超えない粉状廃棄物（ほこり、どろ、結晶塩、金属酸化物、繊維くず等）の総重量は輸入非鉄金属の重量全体の 0.1%を超えてはならない。

5 検査

- 5.1 本基準の検査方法は抜き取り検査とする。輸入廃棄物に対し、コンテナ積みの場合、開封検査、開披検査、開梱検査、選別検査を行う。本船積みの場合、船倉の開封検査及び到着時検査を行う。陸上運送の場合、開封検査及び到着時検査を行う。必要に応じて実験室で検測を行う（放射性核種の比放射能、危険性等を含む）。抜き取り検査の結果は貨物全体の検査結果と見なす。
- 5.2 本基準 4.1 条の検査は SN/T 0570 の規定に従って行う。
- 5.3 本基準 4.3c) 条は GB5085.1～GB5085.6 に規定された方法で検査を行う。
- 5.4 本基準におけるその他の条項の検査は SN/T 1791.9 の規定に従って行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家标准（GB16487.7-2017）』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）